

北海道開発局室蘭開発建設部オープンカウンター方式実施要領

北海道開発局 室蘭開発建設部 契約課

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積書を徴する相手方を選定することなく、見積合わせへの参加を希望する参加者からの見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を特定する方式をいいます。

(参加資格)

第2条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格は、次の各号のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 原則として、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいて、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
ただし、参加条件については、見積依頼書等で明記しているので都度、確認すること。
 - (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でない者であること。
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2 案件によっては、契約の相手方に対し契約の履行に必要な条件（固有の免許や資格の保有、担当する技術者への固有の資格の保有等）を課す場合があります。その場合、必要な条件は見積依頼書、仕様書及び積算書（以下、「仕様書等」という。）に明示されるので、必ず確認して下さい。

(案件の公開)

第3条 オープンカウンター方式見積合わせを行うときは、オープンカウンター方式に係る案件情報を室蘭開発建設部契約課（以下、「契約課」という。）にて掲示するほか、ホームページに公開します。

- 2 見積に関する諸条件は、仕様書等により提示します。
- 3 仕様書等の交付は、契約課にて、参加者が公開見積用貸出カードに必要事項を記入し、契約課調達スタッフに提出した後に行います。

電子メールにより仕様書等の交付を希望する者については、以下の内容を記載した電子メールにより交付の請求を行って下さい。この場合、公開見積用貸出カードへの記入は不要とします。なお、仕様書等の交付はPDFデータ形式での交付となりますので、あらかじめご了承願います。

なお、電子メールにより交付できない案件（容量が大きい等）については、案件情報に明示します。

- (1) 電子メールの本文：
 - ① 会社名
 - ② 担当者名
 - ③ 電話番号
 - ④ メールアドレス
 - ⑤ 請求案件名
- (2) 請求先メールアドレス：hkd-mr-j-choutatu@gxb.mlit.go.jp

(同等品の確認)

第4条 物品の購入においては、規格指定のものを除き、見積に際し納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格等と同等以上とします。指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積書の提出前に同等品確認申請書を契約課調達スタッフに持参又は電子メールにより提出して確認を受けて下さい。確認を受けていない規格外の物品の納入は認めません。

電子メールアドレス：hkd-mr-shiryo@mlit.go.jp

(仕様書等への質問)

第5条 仕様書等に対して質問がある場合は、見積依頼書に記載されている公開期間内に質問書（任意様式）を契約課調達スタッフに持参又は電子メールにより提出して下さい。

電子メールアドレス：hkd-mr-shiryo@mlit.go.jp

(見積の方法)

第6条 見積書の提出は、本実施要領及び仕様書等を熟読のうえ、見積依頼書に記載されている見積期日

までに契約課内設置の見積書投函箱に投函、又は郵送等（郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便）により提出して下さい。

見積書には、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載して下さい。

様式は任意としますが、実施要領に記載されている事項を遵守して下さい。

見積書の宛名は「支出負担行為担当官 室蘭開発建設部長」として下さい。

2 次の（1）、（2）の手続きを行った場合については、見積書の押印の省略を可とします。

（1）提出する見積書に「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記載して下さい。

（2）下記の①又は②のどちらか一つを行って下さい。

① 見積書を提出する封筒に上記（1）で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先が記載された名刺（コピー可）を同封して提出して下さい。

② 見積書提出日時までに、電子メールの本文に、見積書の押印を省略する契約件名と上記（1）で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記入して下記の電子メールアドレスに送信して下さい。送信する電子メールの件名は「押印省略の申出（会社名）」として下さい。

なお、同一の見積書開封日の契約案件については、一通の電子メールで申し出ることを可とします。

電子メールアドレス：hkd-mr-shiryu@mlit.go.jp

3 電子メール又はFAXによる見積書の提出は認めません。

4 一度提出した見積書はいかなる理由があっても差し替え、変更又は取消は認めません。

5 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積もるものとします。

（公正な見積の確保）

第7条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行ってはなりません。

2 見積者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格又は見積意思について、いかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。

3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積価格を開示してはなりません。

（開封）

第8条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に非公開（見積参加者の立会を行わない）で行います。

（契約の相手方の決定）

第9条 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積もりした者を契約の相手方とします。

2 見積合わせの結果は、原則として開札日の翌日（土日祝日を除く）17時00分までに契約の相手方となるべき者（最低価格見積者）にのみ通知します。

3 契約の相手方となるべき者（最低価格見積者）が2人以上あるときは、くじによる抽選で契約の相手方を決定します。

4 前項の日時・場所等については最低価格見積者に電話連絡しますが、参加できない場合は、契約事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととします。

（見積合わせの不調）

第10条 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積がない時は、見積合わせに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがあります。

（無効の見積）

第11条 次の各号の一に該当する見積は、無効とします。

（1）参加する資格の無い者が行った見積

（2）第3条第3項による仕様書等の交付を受けていない者が行った見積

（3）見積書の提出期限後に提出された見積書

（4）件名、金額、氏名等、押印（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）等、見積書に記載等を必要とする事項について記載のない見積書又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書

（5）同一人が見積もった2通以上の見積書

（6）金額を訂正した見積書

（7）仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書

（見積結果の閲覧について）

第12条 見積合わせの結果は、契約者を決定した翌週の月曜日（月曜日が閉庁日の場合はその翌日）から、契約の相手方の名称と契約金額について契約課内で閲覧に供します。

（契約書、請書について）

第13条 契約の相手方は、決定後速やかに契約書、請書その他これに準じる書面を提出しなければなりません。ただし、支出負担行為担当官が必要ないと認めた場合は、この限りではありません。

（その他）

第14条 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。

2 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合があります。

3 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

4 都合により、見積合わせを取り止めることがあります。

5 契約保証金については、これを免除とします。

6 契約の相手方として決定した者が正当な理由が無く、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。